入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和元年10月11日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
調達統括官　眞弓　康次

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第 36 号

令和元年８月22日（号外政府調達第76号）掲載の第24号、１⑵⑦「暗視機能付双眼鏡　８ＥＡ」の入札公告を取り消します。

入札公告の取消

令和元年10月11日

独立行政法人　海技教育機構
理事長　野崎　哲一

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14

令和元年９月18日（号外政府調達第94号）12頁２段目掲載の入札公告第９号１⑵中「①Ａ重油100kℓ」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和元年10月11日

支出負担行為担当官
北陸農政局長　森澤　敏哉

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新川流域二期農業水利事業　新川河口自然排水樋門ゲート設備製作据付工事

⑶　工事場所　新潟県新潟市西区五十嵐二の町及び五十嵐三の町地内

⑷　工事内容　２号洪水吐ゲート　１門、１号洪水吐ゲート開閉装置　２台、土砂吐ゲート　１門、鋼製付属設備　１式、電気設備　１門分、管理橋上部工　１橋。

⑸　工期　令和５年２月24日まで。

⑹　本工事は、次の内容の対象工事である。

①　提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する標準Ａ型総合評価落札方式の適用工事である。

②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について」（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）に基づき、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑻　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑾　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

②　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本工事において合意した単価等を使用するものとする。

③　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑿　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒀　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒁　本工事は、週休２日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⒂　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒃　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満足するものとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における平成31・32年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち「鋼構造物工事」の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工実績

①　平成16年度以降（過去15年間）に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。なお、「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。

また、「据付」も同様である。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「ゲート製作据付工事」とし、規模は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。